

一般教育訓練明示書（2015年度）

講座の名称		会計研究科会計専攻高度会計専門コース(1年)													
実施方法		① 通学 (昼間 ・ 土) ② 通信 スクーリング(回数 回)													
指定講座番号		1	3	9	1	7	—	0	7	1	0	0	7	—	9
講座の創設年月日		一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間					過去一 年の講 座実 績		入講者数(累積) (2 人)				修了者数 (2 人)		
年 月 日		2019年 3月 31日まで													
訓練期間		12ヶ月							総訓練時間				540 時間		
1. 教育訓練目標															
①取得目標とする資格の名称、目標レベル							会計修士(専門職)								
②①に係る資格・試験等の実施機関名称							早稲田大学大学院会計研究科								
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等							次の(1)および(2)の両方を満たしていること (1)次の①から⑥の条件のいずれかを満たしていること ①大学を卒業した者、②大学評価・学位授与機構により、学士の学位を授与された者、③外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、④文部科学大臣の指定した者、⑤大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、当研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者、⑥当研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2)次の①または②の条件のいずれかを満たしていること ①公認会計士、税理士、弁護士、不動産鑑定士または司法書士である者 ②企業、政府、自治体、非営利組織等で財務会計、管理会計、税務、法務、財務管理等の実務経験が出願時								
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況							公認会計士、企業・政府・自治体・非営利組織の会計専門家、コンサルタントなど								
2. 教育訓練の内容															
教 科 (カリキュラム)								時 間				使用教材名			
以下をご参照ください。															
http://www.waseda.jp/fcom/gsa/about/curriculum/subject															
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)															
①受講するに当たって必要な実務経験等							受験資格参照								
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準							学士の学位を得ている者と同程度の学力を有していて、企業における会計分野、税務分野において業務知識、あるいは各種資格取得者としての会計、税務の知識を有していることが必要。								
③その他															

一般教育訓練明示書(2015年度)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 昨年度内の受講修了者数	2	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	2	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	2	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	2	人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	2	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A: 就業者計	0
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 学生	2	人	②B: 非就業者計	0
	5 求職中	0	人		
	6 その他(主婦、無職等)	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	0
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	0	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	2
	2 おおむね満足	0	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目における試験ならびにレポート・論文の提出。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

1年以上在学し、所定の48単位を修得して、専門職学位論文を提出し、合格した者が所定の教育課程を修了することとする。所定48単位のうち、実務・応用科目を8単位以上、研究科目を4単位および専門職学位論文科目8単位を修得すること。

一 般 教 育 訓 練 明 示 書（様式例）

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法		
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		答案作成練習科目を設置し、知識のアウトプットトレーニングを実施している。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		大学内設置のキャリアセンターで、各職種におけるガイダンスや情報提供、就職相談を実施している。本研究科においても監査法人やコンサルタント、金融機関の人事担当者を招いて就職ガイダンスを実施している。
8. その他の事項		
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 早稲田大学 (代表者名: 理事長 鎌田 薫)	
住所及び連絡先	〒169-8050 東京都新宿区戸塚町1-104 TEL 03-3203-4141(代)	
施設名称及び施設長名	(施設長: 理事長 鎌田 薫)	
住所及び連絡先	TEL 03-3203-4141(代)	
給付制度担当部署・者	早稲田大学大学院会計研究科 (担当者:)	
連絡先	TEL 03-3208-8540	
一般教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 2,238,000 円	
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円 ※当学の学部、大学院、専攻科の卒業、修了または退学者が再度当学に入学する場合、入学金が免除されます。
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	2,038,000 円 (春・秋学期それぞれ 1,019,000 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ②) 73,000 円	
	① 実験演習料	70,000 円
	② 学生健康増進互助会費	3,000 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 2,311, 円	

〔特記事項〕

教育訓練経費の20%相当額が支給される(支給額上限は10万円)。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていないので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。